

東京都北区議会政治倫理審査会

令和7年11月6日
第2委員会室

- 1 議長挨拶
- 2 委嘱状の交付
- 3 委員自己紹介
- 4 事務局紹介
- 5 会長・副会長互選
- 6 正副会長挨拶
- 7 現況等の報告について
- 8 条例・規程について
- 9 今後の審査会の運営について
- 10 その他

令和 7 年11月 6 日

東京都北区議会政治倫理審査会名簿

	氏 名
区議会議員	くまき ていいち 貞一 (公明党議員団)
	すどう あきお (公明党議員団)
	かねだ 金田 よしあき (自由民主党北区新時代の会)
	なかだ 仲田 みずき (自由民主党北区新時代の会)
	ながい 永井 朋子 (日本共産党北区議員団)
	さいとう なおや 尚哉 (維新・無所属議員団)
	はなみ 花見 たかし (区民のミカタ)
	わたなべ 渡辺 かつひろ (自由民主党議員団)
公募区民	あおき 青木 もんど 門斗
	かとう 加藤 ひろあき 博昭
	ながなわ 長縄 ひろゆき 裕行
識見者	さいとう 齋藤 まこと 誠 (東京大学大学院教授)
	おおしま 大島 か な こ 佳奈子 (弁護士)

(任期：令和 7 年10月28日～令和 9 年10月27日)

北区議会における政治倫理の確立と向上に向けた取組み（政治倫理に関する条例の概要）

目的

北区議会では、議員が区民の厳粛な信託を受けた立場にあることを認識し、区民全体の奉仕者として政治倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行うことを促し、もって清浄で民主的な区政の発展に寄与することを目的に、政治倫理に関する条例を制定している（H10.12.7 制定）。

責務（議員）

- ・区民全体の代表者として、区政に携わる権能と責務を深く自覚し、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。
- ・自己の地位による影響力を不当に行使して、自己の利益を図ってはならない。

責務（区民）

- ・自己の利益又は第三者の利益若しくは不利益を図る目的をもって、議員に対して政治倫理基準に反することとなる働きかけを行ってはならない。

議員の政治倫理基準

- ・区民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎むとともに、区職員の採用に介入するなど、その職務に関し不当の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。
- ・区民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、その地位を利用し、職務の公正を疑わせるような金品の授受等をしないこと。
- ・区が行う売買、委託及び請負の契約に関し、特定の個人及び企業その他の団体のために有利又は不利な取計らいをしないこと。
- ・兼業・兼職報告書に記載した企業その他の団体に関し、地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）及び第117条（議長及び議員の除斥）の規定の趣旨を尊重し、区民に対し疑惑の念を生じさせることがないように努めること。
- ・政治活動に関し、企業その他の団体から、政治的道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。特に、区と現に売買、委託及び請負の契約関係にある企業からの寄附等は自粛すること。政治資金規正法第3条第1項第2号に規定する団体（後援団体）についても同様とする。
- ・政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明にあたるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。

議員の報告義務・区民の閲覧請求

・「兼業・兼職報告書」

毎年4月1日において企業その他の団体の役員、顧問その他の職に就いている場合は、同月30日までに議長に提出する。

・「収支報告書の写し」

政治資金規正法第12条第1項の規定により東京都選挙管理委員会に提出した政治団体に係る収支報告書の写しを、提出後速やかに議長に提出する。※後援団体についても同様。

・閲覧請求

区民は、「兼業・兼職報告書」「収支報告書の写し」の閲覧を請求できる。

政治倫理審査会

【組織】

- ・委員13人（議員8、区民3、識見者2）
- ・任期2年
- ・公開（ただし、出席委員の2/3以上の同意で非公開可。）

【審査請求の要件】

政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあると認められるときは、その疑いを証する資料を添付して、「有権者500人以上」又は「議員定数の1/8以上」の連署をもって審査を請求することができる。

【審査】

- ・審査請求の適否及び当該事案の存否の審査を行い、文書で議長に審査結果を報告する。また、政治倫理確立のため必要と認める措置を勧告することができる。
※勧告の種別…「注意」「一定期間の出席自粛勧告」「議長等の役職辞任勧告」「議員辞職勧告」
- ・90日以内に審査結果を報告するよう努めなければならない。
- ・審査のため、当該議員又は関係人に対し、事情聴取等必要な調査をすることができる。

【議員の協力義務・弁明】

- ・当該議員は、審査会から審査に必要な資料の提出又は会議への出席請求がある場合は、従わなければならない。
- ・当該議員は、審査会への弁明請求及び審査結果に対する弁明書の提出をすることができる。

【審査結果・弁明書の公表】

- ・議長は、審査結果及び弁明書を公表する。

東京都北区議会議員の政治倫理に関する条例

(平成 10 年 12 月 7 日条例第 56 号)

改正 平成 14 年 6 月 28 日 条例第 31 号

(目的)

第 1 条 この条例は、東京都北区議会議員（以下「議員」という。）が区民の厳粛な信託を受けた立場にあることを認識し、区民全体の奉仕者として政治倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行うことを促し、もって清浄で民主的な区政の発展に寄与することを目的とする。

(議員等の責務)

第 2 条 議員は、区民全体の代表者として、区政に携わる権能と責務を深く自覚し、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。

- 2 議員は、自己の地位による影響力を不当に行使して、自己の利益を図ってはならない。
- 3 区民は、自己の利益又は第三者の利益若しくは不利益を図る目的をもつて、議員に対して次条に規定する政治倫理基準に反することとなる働きかけを行ってはならない。

(政治倫理基準)

第 3 条 議員は、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 区民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎むとともに、東京都北区（以下「区」という。）の職員の採用に介入するなど、その職務に関し不当の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。
 - (2) 区民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、その地位を利用し、職務の公正を疑わせるような金品の授受等をしないこと。
 - (3) 区が行う売買、委託及び請負の契約に関し、特定の個人及び企業その他の団体のために有利又は不利な取計らいをしないこと。
 - (4) 次条に規定する兼業・兼職報告書に記載した企業その他の団体に関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 92 条の 2 及び第 117 条の規定の趣旨を尊重し、区民に対し疑惑の念を生じさせることがないように努めること。
 - (5) 政治活動に関し、企業その他の団体から、政治的道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。特に、区と現に売買、委託及び請負の契約関係にある企業からの寄附等は自粛すること。政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条第 1 項第 2 号に規定する団体（以下「後援団体」という。）についても同様とする。
- 2 議員は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度をもつて疑惑の解明にあたるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。

(兼業・兼職報告書等の提出)

第4条 議員は、毎年4月1日において企業その他の団体の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該団体の名称及び住所並びに当該職名を記載した兼業・兼職報告書を同月2日から同月30日までの間(当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となつたものにあつては、同月2日から再び議員となつた日から起算して30日を経過する日までの間)に、議長に提出しなければならない。なお、兼業・兼職報告書の内容に変更が生じた場合は、兼業・兼職変更届を速やかに議長に提出しなければならない。

2 議員は、政治資金規正法第12条第1項の規定により東京都選挙管理委員会に提出した収支報告書の写しを、提出後速やかに議長に提出しなければならない。後援団体についても、同様とする。

3 区民は、議長に対し、前2項の規定により提出されたそれぞれの報告書について閲覧を請求することができる。

4 議長は、兼業・兼職報告書については、提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで、収支報告書の写しについては、東京都選挙管理委員会により要旨を公表された日から5年を経過する日まで保存しなければならない。

(政治倫理審査会の設置)

第5条 政治倫理に関する事項を審査するため、東京都北区議会政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会の委員は13人とし、うち8人を議員のうちから、5人を地方自治法第18条に定める選挙権を有する区民及び地方行政に関して識見を有する者のうちから、議長が委嘱する。

3 審査会の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 審査会の会議は公開とする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

5 審査会の委員は、公平かつ適切にその職務を遂行するものとし、その職務を政治的目的のために利用してはならない。

6 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(区民の審査請求権)

第6条 区民は、議員が政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあると認められるときは、これを証する資料を添付して、地方自治法第74条第5項に規定する選挙権を有する500人以上の者の連署をもつて、議長に審査を請求することができる。

2 議長は、前項の規定による審査の請求がなされたときは、審査会にその審査を求めな

なければならない。

(議員の審査請求権)

第7条 議員(審査会の委員である議員を除く。)は、議員が政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあると認められるときは、これを証する資料を添付して、議員定数の8分の1以上の者の連署をもって、議長に審査を請求することができる。

2 議長は、前項の規定による審査の請求がなされたときは、審査会にその審査を求めなければならない。

(政治倫理基準違反等の審査)

第8条 審査会は、議長より第6条第2項又は前条第2項の規定により審査を求められたときは、当該審査請求の適否及び当該事案の存否の審査を行い、文書で議長に審査結果を報告しなければならない。この場合において、審査会は政治倫理確立のため必要と認める措置を勧告することができる。

2 審査会は、議長より審査を求められたときから90日以内に審査結果を報告するよう努めなければならない。

3 審査会は、第1項の審査を行うため、審査の申立てをされた議員(以下「当該議員」という。)又は関係人に対し、事情聴取等必要な調査をすることができる。

4 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、請求者及び当該議員に文書で通知するとともに、その概要を公表しなければならない。

(議員の協力義務)

第9条 当該議員は、審査会から審査に必要な資料の提出又は会議への出席の請求がある場合は、それに従わなければならない。

(弁明)

第10条 当該議員は、審査会において口頭又は文書により弁明することを請求することができる。

2 当該議員は、審査結果について議長に対し弁明書を提出することができる。

3 前項の規定により弁明書が提出された場合は、議長は第8条第4項の審査結果の公表にあたり、弁明書の全部又は概要を併せて公表するものとする。

(審査結果の尊重)

第11条 東京都北区議会は、審査会から報告及び勧告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められるときは、議会の名誉と品位を守り、区民の信頼を回復するために必要と認められる措置を講ずるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成11年5月1日から施行する。

2 この条例の施行の日において議員である者が、最初に関する兼業・兼職報告書においては、第4条第1項中「毎年4月1日」とあるのは「この条例の施行の日」と、「同月2日」とあるのは「この条例の施行の日の翌日」と、「同月30日までの間」とあるのは「この条例の施行の日の翌日から起算して30日を経過する日までの間」と読み替える。

3 この条例の施行の日以後、新しく議員に就任した者が最初に提出する兼業・兼職報告書においては、第4条第1項中「毎年4月1日」とあるのは「就任の日」と、「同月2日」とあるのは「就任の日の翌日」と、「同月30日までの間」とあるのは「就任の日の翌日から起算して30日を経過する日までの間」と読み替える。

(適用区分)

第2条 第6条第1項及び第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後になされた行為について適用する。

(検討)

第3条 議員の資産公開に係る規定の整備等については、この条例施行後速やかに検討する。

付 則 (平成14年6月28日条例第31号)

この条例は、平成14年9月1日から施行する。

東京都北区議会議員の政治倫理に関する条例施行規程

平成 11 年 2 月 15 日 議会規則第 1 号
改正 平成 14 年 6 月 28 日 議会規則第 2 号
平成 19 年 11 月 7 日 議会規則第 3 号
平成 30 年 6 月 7 日 議会規則第 1 号
令和 4 年 4 月 1 日 議会規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、東京都北区議会議員の政治倫理に関する条例（平成 10 年 12 月東京都北区条例第 56 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(政治倫理基準)

- 第 2 条 条例第 3 条第 1 項第 1 号に規定する職員とは、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を含むものとする。
- 2 条例第 3 条第 1 項第 2 号に規定する金品の授受等とは、接待その他のもてなし行為を含むものとする。
- 3 条例第 3 条第 1 項第 5 号に規定するその他の団体には、政治資金規正法第 3 条第 1 項に規定する「政治団体」及び同条第 2 項に規定する「政党」は含まないものとする。
- 4 条例第 3 条第 1 項第 5 号に規定する寄附等とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費、その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいい、政治資金規正法第 22 条の 8 に規定する政治資金パーティーの対価の支払を含むものとする。

(報告書等の様式)

- 第 3 条 条例第 4 条第 1 項の兼業・兼職報告書は、別記第 1 号様式によるものとする。
- 2 条例第 4 条第 3 項の閲覧の請求は、別記第 2 号様式によるものとする。

(期限の特例)

第 4 条 条例第 4 条第 1 項の規定による報告書の提出期限が、東京都北区の休日を定める条例（平成元年 3 月東京都北区条例第 1 号）第 1 条第 1 項に規定する東京都北区の休日に当たる時は、その日の翌日をもつてその期限とみなす。

(報告書の変更及び訂正)

第 5 条 条例第 4 条第 1 項の兼業・兼職変更届は、別記第 3 号様式によるものとする。

- 2 条例第4条第1項の規定により提出した兼業・兼職報告書を訂正する場合には、訂正の箇所に訂正署名するとともに、訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。

(報告書等の閲覧)

第6条 条例第4条第3項の規定による閲覧は、議長が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。閲覧を行つた者は、それによつて得た情報を適正に使用するとともに、その情報を不正に使用してはならない。

- 2 報告書は、丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。
- 3 前二項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(報告書の写しの交付)

第7条 条例第4条第1項の報告書の写しの交付（以下「写しの交付」という。）を受けようとする者は、兼業・兼職報告書写し交付申請書（別記第4号様式）を議長に提出しなければならない。

- 2 写しの交付に要する費用は当該交付を受ける者の負担とし、その負担額は議長が別に定める。

(審査会の委員)

第8条 条例第5条の規定による東京都北区議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）の委員のうち地方自治法第18条に定める選挙権を有する区民については3人とし、地方行政に関して識見を有する者については2人とする。

(審査会の会長等)

第9条 審査会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第10条 審査会は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審査会は、審査を適正かつ迅速に行い、又は会議の秩序を維持するために、必要な措

置をとることができる。

(委員の除斥)

第11条 審査会の委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その審査に参加することができない。

(庶務)

第12条 審査会の庶務は、区議会事務局において処理する。

(傍聴)

第13条 審査会の会議の傍聴については、東京都北区議会委員会傍聴規程（昭和60年6月東京都北区議会規則第2号）の例による。

(審査請求)

第14条 条例第6条第1項及び第7条第1項の規定により審査を請求しようとする者は、審査請求書（別記第5号様式）を議長に提出しなければならない。

2 前項の審査請求書に添付する疑義を証する資料は、条例第3条第1項の政治倫理基準に違反する疑いのある事実を具体的に指摘するものでなければならない。

3 議長は、第1項の規定により審査請求書が提出されたときは、審査請求書と添付資料の写しを添えて速やかに審査会に提出し、審査を求めるとともに、審査の申立てをされた東京都北区議会議員（以下「議員」という。）に審査請求書及び添付資料の写しを送付しなければならない。

4 条例第6条第1項に規定する連署は、別記第6号様式の例による署名簿に、審査請求書又は審査請求書の写しを付して求めるものとする。署名は、住所を記載し自筆による署名をしたものでなければならない。

5 条例第6条第1項及び第7条第1項の場合において、地方自治法第74条第7項に定める期間は審査の請求及び署名を求めることができない。

(審査請求書等の不備の補正)

第15条 議長は、前条により審査請求を受けた場合において、当該審査請求書の記載事項及び添付書類に不備があるときは、その補正を命ずるものとする。

(審査請求の却下)

第16条 議長は、審査請求を行つた者が前条の規定による補正命令に従わないときは、当該審査請求を却下するものとする。

(関係人への調査)

第17条 審査会が条例第8条第3項の規定により関係人（議員を除く）に対し事情聴取等必要な調査を求める場合には、議長を経なければならない。

（勧告）

第18条 条例第8条第1項に定める措置の勧告の種別は、次のとおりとする。

- (1) 注意
- (2) 一定期間の出席自粛勧告
- (3) 議長等の役職辞任勧告
- (4) 議員辞職勧告

（審査結果の公表）

第19条 条例第8条第4項の規定による概要の公表は、北区議会広報紙等に掲載して行うものとする。

（弁明）

第20条 条例第10条第2項に規定する弁明書は、別記第7号様式によるものとする。

- 2 前項の弁明書は、審査会の審査結果の通知があつた日から起算して14日以内に提出しなければならない。

（委任）

第21条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。但し、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が別に定める。

付 則

（施行の期日）

- 1 この規程は、平成11年5月1日から施行する。

（最初の会議の招集）

- 2 審査会の委員が委嘱された後最初に招集すべき会議は、第10条第1項の規定にかかわらず、議長が招集する。

付 則（平成14年6月28日議会規則第2号）

この規程は、平成14年9月1日から施行する。

付 則（平成19年11月7日議会規則第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（平成30年6月7日議会規則第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（令和4年4月1日議会規則第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

東京都北区議会議員の政治倫理に関する条例の解釈指針

(平成 11 年 2 月 15 日幹事長会確認)

1 議員等の責務（条例第 2 条関係）

- (1) 条例第 2 条は、条例第 1 条を受けて議員及び区民の責務について規定するものである。第 1 項においては積極的な側面から、第 2 項においては消極的な側面から規定し明確化を図っている。第 3 項では議員の責務遂行を保全するとともに、区民の自覚を高めるため区民の責務について規定している。
 - ① 第 2 項にいう「不当」とは、違法である場合はもとより、実質的な妥当、公正さを欠く行為または状態をいう。また、条例第 3 条第 1 項第 1 号における「不当の疑惑」、第 2 号における「公正を疑わせる」、第 4 号における「疑惑の念を生じさせる」とは、この視点から見て疑念を生じさせる行為をいう。
 - ② 第 3 項にいう「区民」とは、区内に住所を有する法人、人格なき社団を含む。

2 政治倫理基準（条例第 3 条関係）

- (1) 条例第 3 条は、政治倫理の確立のため、議員が遵守すべき行為基準を規定するとともに、疑惑を持たれた場合の解明義務について定めている。
- (2) 第 1 項第 1 号は、区民の代表者たるにふさわしい行為をなすべきことを総論として規定するとともに、議会外において議会自体を誹謗する行為等を規制するとともに、人事のうち職員採用に関することについて、議員の職務権限、影響力を直接・間接に行行使し、職員の裁量行為等に不当な影響を及ぼすことを規制する。また、威圧的な行為を規制する。
 - ① 第 1 号にいう「その品位と名誉を損なう一切の行為」とは、議員の地位における行為についていうものであり、私的行為は含まない。
 - ② 第 1 号にいう「職員の採用」とは、区の出資する団体の職員についても自粛するものとする。
- (3) 第 1 項第 2 号は、社会通念上認められる社交的、儀礼的な範囲を超える金品を授受する行為等を規制する。また、自ら金品の授受等を行わない場合であっても、政治資金規正法第 22 条の 7 に触れる恐れのある斡旋行為を含む。
 - ① 第 2 号にいう「金品の授受等」には、食事の接待等の費消される行為を含む。
- (4) 第 1 項第 3 号は、区を行う契約全般について、契約の公正さを損ねる恐れのある特定人に有利・不利な介入行為を規制する。
 - ① 第 3 号にいう「有利な取り計らい」とは、契約にあたり特定の企業等を斡旋する行為等をいう。
 - ② 第 3 号にいう「不利な取り計らい」とは、契約にあたり特定の企業等を排除する

よう働きかける行為をいう。

- (5) 第1項第4号は、議会における審議の公正さを確保するため、一身上の事件や直接的な利害関係を有する業務にとどまらず、支配的地位に有るか否かに関わらず自ら関係する企業等について公正さを確保するための努力義務を課している。また、自ら関係する企業等への特別の利益誘導行為の規制、特に関係のある議事への関与の自粛等をいう。
- (6) 第1項第5号は、政治献金に関し、法の許容に関わらず、政治的道義的批判を受ける恐れのある受領行為を規制する。
 - ① 第5号にいう「批判を受ける恐れのある寄附」とは、例えば、特定の職務行為に関係しての金品の授受の回避行動と見なされかねない寄附をいう。
- (7) 条例第3条の政治倫理基準に関して、個々の行為が許容される範囲か否かという具体的な基準について、今後、必要に応じ、幹事長会において協議し、基準の明確化とモラルの向上に努めるものとする。

3 兼業・兼職報告書等の提出（条例第4条関係）

- (1) 条例第4条は、議員の職務権限の行使にあたり、その公正さを確保するため、私的地位を含め明らかにするとともに、清浄な区政のため政治資金の流れを明確にさせるため規定したものである。
- (2) 第1項は、本条例目的達成のため、4月における定期的な報告のほか、変更の都度報告義務を課している。私的な地位のうちプライバシーの保持、思想信条の自由に配慮し、宗教的、政治的及び社会的団体は含まない。ここでいう社会的団体とは、同好会、同窓会、スポーツクラブ等をいうが、区から補助金の交付を受けている団体については記載するものとする。また、顧問・相談業務を主とする職業の一環として、顧問、その他の職に就いている場合は、区と契約関係にある企業等の記載で足りる。
- (3) 第4項の保存年限は、関係法規の規定に準じて定めている。なお、本項は間接的に閲覧請求期限を定めるものである。

4 政治倫理審査会の設置（条例第5条関係）

- (1) 政治倫理審査会（以下「審査会」という。）の委員の報酬は、議員を除く委員に支給するものとし、議長が別に定める。
- (2) 審査会の運営の細則は、申し合わせあるいは確認事項とし、審査会が別に定める。
 - ① 審査会の委員のうち区民については、公募によるものとする。
 - ② 審査会は、会議録を調整し、その会議録は閲覧に供する。但し、会議を非公開にした部分は除く。

5 区民及び議員の審査請求権（条例第6・7条関係）

- (1) 条例第6条は、区民に審査請求権を付与するとともに、適正な行使を求めるため、その要件について定めている。議長は、本条に定める提出要件即ち書式の不備、署名等形式的審査を行った後に、審査会に付託する。
 - ① 条例第6条第1項にいう「区民」には、区内に住所を有する法人、人格なき社団を含む。
 - ② 条例第6条及び第7条にいう「証する資料」とは、特定の者に関し、特定の倫理基準に反する行為があることを認識させる程度の具体的内容をもったものであることを要し、かつそれで足りる。自ら経験した事実等である必要はなく発行責任者を明示した報道等で足りる。
 - ③ 署名の有効、無効は直接請求の例にならない判定する。

6 政治倫理基準違反等の審査（条例第8条関係）

- (1) 審査会は、請求者が転出または死亡した場合においても、審査を継続して差し支えないものとする。
- (2) 議長は、審査請求者より、審査請求の取り下げ願いの提出があった場合には、審査会に諮り、許否を決するものとする。
 - ① 規程第19条にいう「北区議会広報誌等」には、インターネットによる北区ホームページを含むものとし、その公表期間は概ね1月とする。

7 議員の協力義務（条例第9条関係）

- (1) 資料提出の要求に対し、応じがたい理由がある場合には、その理由を付して審査会に文書で回答しなければならない。
- (2) 正当な理由なく調査に対する協力が得られなかった場合には、審査会は審査結果報告書においてその旨公表するものとする。

8 審査結果の尊重（条例第11条関係）

- (1) 議会としての措置が必要と認められるときは、幹事長会で協議し、議会運営委員会に報告する。但し、本事案に係る議員の議案提出権を妨げるものではない。
- (2) それぞれの措置は、本会議における勧告決議によることを原則とする。

注) ここでいう「条例」とは、東京都北区議会議員の政治倫理に関する条例をいい、「規程」とは、東京都北区議会議員の政治倫理に関する条例施行規程をいう。

現在の位置： トップページ > 区議会 > 区議会のしくみ > 東京都北区議会議員の政治倫理に関する条例

東京都北区議会議員の政治倫理に関する条例

ページ番号1015095 更新日： 2025年8月14日

議員が区民の厳粛な信託を受けた立場にあることを認識し、区民全体の奉仕者として政治倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行うことを促し、もって清浄で民主的な区政の発展に寄与することを目的に制定しました。

この条例は、「北区議会政治倫理検討会」の答申をもとに議員全員より提出されたもので、23区では初めての条例制定です。

（平成10年12月7日公布 平成11年5月1日施行）

東京都北区議会議員の政治倫理に関する条例

平成10年12月7日条例第56号

改正平成14年6月28日条例第31号

目的

第1条この条例は、東京都北区議会議員（以下「議員」という。）が区民の厳粛な信託を受けた立場にあることを認識し、区民全体の奉仕者として政治倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行うことを促し、もって清浄で民主的な区政の発展に寄与することを目的とする。

議員等の責務

第2条議員は、区民全体の代表者として、区政に携わる権能と責務を深く自覚し、地方自治の本旨に従つて、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、自己の地位による影響力を不当に行使して、自己の利益を図つてはならない。

3 区民は、自己の利益又は第三者の利益若しくは不利益を図る目的をもつて、議員に対して次条に規定する政治倫理基準に反することとなる働きかけを行つてはならない。

政治倫理基準

第3条議員は、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

（1）区民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎むとともに、東京都北区（以下「区」という。）の職員の採用に介入するなど、その職務に関し不当の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。

（2）区民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、その地位を利用し、職務の公正を疑わせるような金品の授受等をしないこと。

（3）区が行う売買、委託及び請負の契約に関し、特定の個人及び企業その他の団体のために有利又は不利な取計らいをしないこと。

（4）次条に規定する兼業・兼職報告書に記載した企業その他の団体に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2及び第117条の規定の趣旨を尊重し、区民に対し疑惑の念を生じさせることがないように努めること。

（5）政治活動に関し、企業その他の団体から、政治的道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。特に、区と現に売買、委託及び請負の契約関係にある企業からの寄附等は自粛すること。政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項第2号に規定する団体（以下「後援団体」という。）についても同様とする。

議員は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度をもつて疑惑の解明にあたるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。

兼業・兼職報告書等の提出

第4条議員は、毎年4月1日において企業その他の団体の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該団体の名称及び住所並びに当該職名を記載した兼業・兼職報告書を同月2日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となつたものにあつては、同月2日から再び議員となつた日から起算して30日を経過する日までの間）に、議長に提出しなければならない。なお、兼業・兼職報告書の内容に変更が生じた場合は、兼業・兼職変更届を速やかに議長に提出しなければならない。

2 議員は、政治資金規正法第12条第1項の規定により東京都選挙管理委員会に提出した収支報告書の写しを、提出後速やかに議長に提出しなければならない。後援団体についても、同様とする。

3 区民は、議長に対し、前2項の規定により提出されたそれぞれの報告書について閲覧を請求することができる。

4 議長は、兼業・兼職報告書については、提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで、収支報告書の写しについては、東京都選挙管理委員会により要旨を公表された日から5年を経過する日まで保存しなければならない。

政治倫理審査会の設置

第5条政治倫理に関する事項を審査するため、東京都北区議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の委員は13人とし、うち8人を議員のうちから、5人を地方自治法第18条に定める選挙権を有する区民及び地方行政に関して識見を有する者のうちから、議長が委嘱する。

3 審査会の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 審査会の会議は公開とする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

5 審査会の委員は、公平かつ適切にその職務を遂行するものとし、その職務を政治的目的のために利用してはならない。

6 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

区民の審査請求権

第6条区民は、議員が政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあると認められるときは、これを証する資料を添付して、地方自治法第74条第5項に規定する選挙権を有する500人以上の者の連署をもつて、議長に審査を請求することができる。

2 議長は、前項の規定による審査の請求がなされたときは、審査会にその審査を求めなければならない。

議員の審査請求権

第7条議員（審査会の委員である議員を除く。）は、議員が政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあると認められるときは、これを証する資料を添付して、議員定数の8分の1以上の者の連署をもつて、議長に審査を請求することができる。

2 議長は、前項の規定による審査の請求がなされたときは、審査会にその審査を求めなければならない。

政治倫理基準違反等の審査

第8条審査会は、議長より第6条第2項又は前条第2項の規定により審査を求められたときは、当該審査請求の適否及び当該事案の存否の審査を行い、文書で議長に審査結果を報告しなければならない。この場合において、審査会は政治倫理確立のため必要と認める措置を勧告することができる。

2 審査会は、議長より審査を求められたときから90日以内に審査結果を報告するよう努めなければならない。

3 審査会は、第1項の審査を行うため、審査の申立てをされた議員（以下「当該議員」という。）又は関係人に対し、事情聴取等必要な調査をすることができる。

4 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、請求者及び当該議員に文書で通知するとともに、その概要を公表しなければならない。

議員の協力義務

第9条当該議員は、審査会から審査に必要な資料の提出又は会議への出席の請求がある場合は、それに従わなければならない。

弁明

第10条当該議員は、審査会において口頭又は文書により弁明することを請求することができる。

2 当該議員は、審査結果について議長に対し弁明書を提出することができる。

3 前項の規定により弁明書が提出された場合は、議長は第8条第4項の審査結果の公表にあたり、弁明書の全部又は概要を併せて公表するものとする。

審査結果の尊重

第11条東京都北区議会は、審査会から報告及び勧告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められるときは、議会の名誉と品位を守り、区民の信頼を回復するために必要と認められる措置を講ずるものとする。

委任

第12条この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

付則

施行期日

第1条この条例は、平成11年5月1日から施行する。

2 この条例の施行の日において議員である者が、最初に提出する兼業・兼職報告書においては、第4条第1項中「毎年4月1日」とあるのは「この条例の施行の日」と、「同月2日」

とあるのは「この条例の施行の日の翌日」と、「同月30日までの間」とあるのは「この条例の施行の日の翌日から起算して30日を経過する日までの間」と読み替える。

3 この条例の施行の日以後、新しく議員に就任した者が最初に提出する兼業・兼職報告書においては、第4条第1項中「毎年4月1日」とあるのは「就任の日」と、「同月2日」とあるのは「就任の日の翌日」と、「同月30日までの間」とあるのは「就任の日の翌日から起算して30日を経過する日までの間」と読み替える。

適用区分

第2条第6条第1項及び第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後になされた行為について適用する。

検討

第3条議員の資産公開に係る規定の整備等については、この条例施行後速やかに検討する。

付則（平成14年6月28日条例第31号）

この条例は、平成14年9月1日から施行する。

その他の条例については、北区例規集をご覧ください。

＞ 北区例規集（外部リンク） 

政治倫理審査会



政治倫理に関する事項を審査するため、東京都北区議会政治倫理審査会を設置しています。

政治倫理審査会委員(敬称略) 令和7年6月2日時点

会長	齋藤 誠 （識見者）
副会長	大島 佳奈子 （識見者）
委員	赤江 なつ （区議会議員）
委員	安達 しんじ （区議会議員）
委員	くまき 貞一 （区議会議員）
委員	すどう あきお（区議会議員）
委員	永井 朋子 （区議会議員）
委員	花見 たかし （区議会議員）
委員	平田 りさ （区議会議員）
委員	渡辺 かつひろ（区議会議員）
委員	齋藤 真哉 （公募区民）
委員	佐久間 悠太 （公募区民）
委員	山下 英世 （公募区民）

※任期は、令和7年10月27日まで

審査会の議事録・資料

審査会の議事録・資料をホームページ上から閲覧することができます。（令和3年度～）

令和6年

令和6年政治倫理審査会会議録（令和6年11月7日開催）（PDF 119.0KB）

令和6年政治倫理審査会配付資料（令和6年11月7日開催）（PDF 295.4KB）

令和5年

令和5年政治倫理審査会会議録（令和5年11月6日開催）（PDF 243.8KB）

令和5年政治倫理審査会配付資料（令和5年11月6日開催）（PDF 6.9MB）

令和4年

令和4年政治倫理審査会会議録（令和4年11月8日開催）（PDF 116.6KB）

令和4年政治倫理審査会配付資料（令和4年11月8日開催）（PDF 414.4KB）

令和3年

令和3年政治倫理審査会会議録（令和3年11月8日開催）（PDF 209.2KB）

令和3年政治倫理審査会配付資料（令和3年11月8日開催）（PDF 1.7MB）

お問い合わせ

区議会 事務局 議事調査係

〒114-8508 東京都北区王子本町1-15-22 北区役所第一庁舎4階

電話：03-3908-9948

区議会 事務局 議事調査係へのお問い合わせは専用フォームをご利用ください。

きたくぎかいだより

議会の動き

10月

- 16～ 企画総務委員会管外視察
17日 佐賀県佐賀市「佐賀市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進方針について」、長崎県長崎市「新庁舎建設について」
- 19日 文教子ども委員会
【視察】
・港区児童相談所について
【委員会】
・視察のまとめ
- 23日 議会情報 PR 委員会
・きたくぎかいだより第294号について
ほか
- 24～ 健康福祉委員会管外視察
25日 愛知県豊田市「地域特性に応じた住民共働による健康づくり（きらきらウェルネス地域推進事業）」、愛知県名古屋市「名古屋市フレイル予防ポイント&見守りアプリ「フレポ&見守り」について」
- 25～ 文教子ども委員会管外視察
26日 福岡県太宰府市「不登校児童生徒対策について」、福岡県福岡市「ヤングケアラー支援について」
建設委員会管外視察
岩手県紫波町「オンデマンド交通サービス「しわまる号」について」、岩手県盛岡市「盛岡地区かわまちづくりについて」
- 30～ 区民生活委員会管外視察
31日 宮崎県宮崎市「総合スポーツ戦略都市について」、宮崎県西都市「西都はじめるプロジェクトについて」

11月

- 6日 政治倫理審査会
・委嘱状の交付ほか
- 13日 議会運営委員会
・ペーパーレス会議システムの運用についてほか
- 15日 全員協議会
・議案の説明及び質疑
- 17日 区民生活委員会
【視察】
・東洋大学 HBLSP0 HUB－3 について
【委員会】
・視察のまとめ

- 22日 本会議
・代表質問ほか
- 24日 議会運営委員会
・追加予定議案の取り扱い及び全員協議会の開会について
本会議
・個人質問、議案の付託ほか
- 28日 区民生活委員会
・議案審査
東京都北区ジェイトエルの指定管理者の指定についてほか
・所管事務調査
令和5年度東京都北区一般会計補正予算（第4号）
建設委員会
・請願・陳情審査
特定整備路線補助86号線沿道不燃化促進区域における建替え促進を求める陳情
・所管事務調査
東京都北区立児童遊園条例の一部を改正する条例ほか
- 29日 健康福祉委員会
・請願・陳情審査
介護保険料減額申請の手続き期間の延長を求める陳情ほか
・議案審査
東京都北区心身障害者福祉手当の減少支給に関する和解についてほか
・所管事務調査
東京都北区旅館業法施行条例の一部を改正する条例ほか
- 文教子ども委員会
・議案審査
東京都北区立王子本町保育園等の指定管理者の指定について
・所管事務調査
東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例ほか
- 30日 議会運営委員会
・追加予定議案の取り扱いについて
企画総務委員会
・議案審査
東京都北区組織条例の一部を改正する条例ほか

12月

- 1日 防災対策特別委員会
都市ブランド推進特別委員会
- 4日 議会運営委員会
・本会議の運営についてほか
- 5日 全員協議会
・議案の説明及び質疑
本会議
・議案の議決ほか
区民生活委員会（本会議休憩中）
・所管事務調査
東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例ほか
健康福祉委員会（本会議休憩中）
・所管事務調査
令和5年度東京都北区一般会計補正予算（第5号）
文教子ども委員会（本会議休憩中）
・所管事務調査
幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例ほか
企画総務委員会（本会議休憩中）
・議案審査
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例ほか
議会運営委員会（本会議休憩中）
・本会議の運営について
議会運営委員会（本会議終了後）
・第1回定例会についてほか

ペーパーレス会議システムを導入しました

北区議会では、会議資料等のペーパーレス化を図るため、全議員にタブレット端末を配付し、令和5年第4回定例会からペーパーレス会議システムの運用を開始しました。

これにより、環境に配慮した議会運営に取り組んでいます。



ペーパーレス会議システム講習会

委員会トピックス

委員会の特徴的な活動をお知らせします。

文教子ども委員会

10月19日

○視察を行いました。

港区児童相談所について、港区児童相談所児童相談課長ほかから案内・説明を受けながら、現地を視察しました。



区民生活委員会

11月17日

○視察を行いました。

東洋大学 HBLSP0 HUB－3 について、東洋大学赤羽台事務部長ほかから案内・説明を受けながら、現地を視察しました。



政治倫理審査会を開会しました

令和5年11月6日（月）に、政治倫理審査会（第13期、任期2年）を開会し、会長には、東京大学大学院教授の齋藤誠氏、副会長には弁護士の大島佳奈子氏を選出しました。

政治倫理審査会委員（敬称略）

（会長）齋藤 誠（副会長）大島佳奈子（区議会議員）青木のぶえ、安達しんじ、くまき真一、すどうあきお、永井朋子、仲田みずき、野々山 研、平田りさ（公募区民）齋藤真哉、佐久間悠太、山下英世

議会の動き

10月

- 9日 議会改革推進検討会**
・オンライン会議の具体的検討について
ほか
- 15～16日 区民生活委員会管外視察**
福岡県大牟田市「おおむたアリーナについて」、熊本県熊本市「事業所グリーン宣言について」
- 16～17日 建設委員会管外視察**
石川県金沢市「空き家対策について」、福井県福井市「福井駅周辺まちづくりについて」
- 22日 議会情報PR委員会**
・きたくぎかいだより第299号について
ほか
- 24～25日 企画総務委員会管外視察**
宮城県大崎市「新庁舎建設について」、宮城県角田市「デジタル庁自治体窓口DX SaaSを活用した窓口支援サービス「書かない窓口」について」
- 28～29日 健康福祉委員会管外視察**
大阪府堺市「①介護予防「あ・し・た」プロジェクトについて②ダブルケア（子育てと介護）支援事業について」、静岡県島田市「eスポーツによる高齢者の介護予防について」
- 文教委員会管外視察**
岐阜県北方町「不登校対策について」、静岡県焼津市「部活動の地域移行について」

11月

- 6日 議会改革推進検討会**
・オンライン会議の具体的検討について
ほか
- 7日 政治倫理審査会・勉強会**
・勉強会テーマ
地方議会・議員に関する判例の動向
- 15日 議会運営委員会**
・東京都北区議会個人情報の保護に関する条例の一部改正についてほか
- 19日 全員協議会**
・議案の説明及び質疑
- 26日 本会議**
・代表質問ほか
- 27日 議会運営委員会**
・追加予定議案の取り扱い及び全員協議会の開会について
本会議
・個人質問、議案の付託ほか
- 28日 防災対策特別委員会**

- 29日 区民生活委員会**
・議案審査
東京都北区北とびあ指定管理者の指定についてほか
・所管事務調査
東京都北区北とびあ条例の一部を改正する条例ほか
- 建設委員会**
・議案審査
特別区道路線の廃止についてほか
・所管事務調査
東京都北区立公園条例の一部を改正する条例

12月

- 2日 健康福祉委員会**
・請願・陳情審査
企業主導型保育施設に通う多子世帯（第2子以降）の0～2歳児に係る保育料負担軽減に関する陳情
・所管事務調査
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例ほか
- 文教委員会**
・所管事務調査
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例ほか
- 3日 企画総務委員会**
・請願・陳情審査
女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書提出に関する陳情
・議案審査
地方自治法第179条第1項の規定に基づき処分した令和6年度東京都北区一般会計補正予算（第5号）の報告及び承認についてほか

- 5日 議会運営委員会**
・本会議の運営についてほか

- 6日 全員協議会**
・議案の説明及び質疑
本会議
・議案の議決ほか
全員協議会（本会議休憩中）
・議案の説明及び質疑
区民生活委員会（本会議休憩中）
・所管事務調査
令和6年度東京都北区一般会計補正予算（第7号）ほか
健康福祉委員会（本会議休憩中）
・所管事務調査
令和6年度東京都北区一般会計補正予算（第7号）ほか
建設委員会（本会議休憩中）
・議案審査
特別区道における倒木事故に関する和解について
・所管事務調査
令和6年度東京都北区一般会計補正予算（第7号）

- 6日 文教委員会（本会議休憩中）**
・所管事務調査
幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例ほか
企画総務委員会（本会議休憩中）
・議案審査
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例ほか
議会運営委員会（本会議休憩中）
・本会議の運営について
議会運営委員会（本会議終了後）
・第1回定例会についてほか
- 10日 都市ブランド推進特別委員会【視察】**
・旧渋沢邸について
【委員会】
・視察のまとめ
・委員の派遣について
- 13日 議会改革推進検討会**
・オンライン会議の具体的検討について
ほか

政治倫理審査会・勉強会を開会しました

令和6年11月7日（木）に、政治倫理審査会・勉強会を開会しました。審査会では、前回（令和5年11月6日）以降、審査請求はなかった旨の報告がありました。勉強会では「地方議会・議員に関する判例の動向」をテーマに、東京大学大学院教授の齋藤誠会長から説明の後、意見交換等を行い理解を深めました。今後、審査請求が提出された場合には、この政治倫理審査会で審査されます。



委員会トピックス

委員会の特徴的な活動をお知らせします。

都市ブランド推進特別委員会

12月10日
〇視察を行いました。
江東区にある温故創新の森NOVAREに移築された旧渋沢邸について、清水建設株式会社の担当者等から案内・説明を受けながら、現地を視察しました。

